

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
I 地域福祉を支える人づくり	① 福祉に関する教育・啓発の推進	(1) 福祉に関する意識啓発の推進	『幸手市障がい者の福祉ガイド』の発行	障がい者(児)が受けることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方や希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図った。	継続	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷及び市ホームページへの掲載	・350部(50部増刷)を窓口相談等において配布 ・市ホームページへ掲載	幸手市障がい者の福祉ガイド400部印刷・配布及び市ホームページへの掲載による制度の啓発強化	社会福祉課	1	見やすさやわかりやすさを工夫し、新たな制度や内容の見直しを図りながら今後も継続して実施する。広く周知するため、配布場所や配布方法についても検討し、イベントなどの機会も生かして周知を図る。	A	A
			情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報(厚生労働省で集約している「介護サービス情報公表システム」)を、市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成、また出前講座等事業を通して情報の普及啓発に努める。	継続	・高齢者福祉サービス、介護保険制度及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	・高齢者のための福祉サービス ・リーフレット(事業所一覧) ・出前講座の実施 68回	・高齢者福祉サービス、介護保険制度及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施 68回	介護福祉課	1	今後も継続して広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用しながら、出前講座や各種サービスについて周知をする。	A	A
			健康教育授業	健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、生活習慣病予防等の教室や講話を実施する。	継続	生活習慣予防のための各種健康講座の実施 動画を活用した健康教育の実施 健康の保持増進に資する出前講座の実施(随時) 幸手市健康マイレージ参加者数 2418人 疾患別(糖尿病)健康講座 2回(24人) 運動教室 4回(57人)	動画による健康教育の実施 健康の保持増進に資する出前講座の実施(随時) 10回(206人) 幸手市健康マイレージ参加者数 2418人 疾患別(糖尿病)健康講座 2回(24人) 運動教室 4回(57人)	生活習慣予防のための各種健康講座の実施 動画を活用した健康教育の実施 健康の保持増進に資する出前講座の実施(随時) 幸手市コバトンALKOOマイレージ参加者数 500人 オンライン個別プログラム 参加者100人	健康増進課	1	自宅でも動画を参考に正しい運動を取り組めるよう運動動画を運動教室で紹介し、DVDやQRコードを配布した。来年度以降も積極的に活用していく。また、今後も各種健康講座を開催し、健康に関する正しい知識の普及・自らの健康づくりを促す事業を実施する。	A	A
			子育て支援に関する情報の発信	子育て支援に関する情報をまとめたリーフレット等を作成し、窓口等に設置して市民に周知を図った。	継続	子育て支援情報の継続配布	子育て支援情報の継続配布 ウエルス幸手内窓口(こども支援課、子育て総合窓口)や、乳幼児健診において配布	子育て支援情報の配布	こども支援課	1	子育て支援に係るサービスの拡充や担当窓口の変更等があった場合は、随時内容を更新し、常に最新の情報をお知らせできるようにする。	A	A
		(2) 福祉に関する学習機会の充実	認知症サポーターの養成	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮らしていくために、認知症に関する基礎的な知識を学び、地域であたたかく見守る認知症サポーターを養成する。	継続	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。 認知症サポーター数(累計) 2,455人	認知症サポーター数(累計) 2,770人	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。 認知症サポーター数(累計) 2,900人	介護福祉課	1	認知症サポーター数は増加している。今後も継続して普及啓発を行い認知症サポーター数の増加を図る。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	評価
	② 地域福祉を担う人材の確保と	(1) ボランティア活動の推進	子育て応援まつりの共催	「幸手子育て支援ねっとわーく」による、子育て応援まつり実行委員会との共催による、子育て応援まつりの開催	継続	市内のボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人たちとの交流を図り親子で楽しめるイベントとして、年1回開催	子育て応援まつりの開催	市内のボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人たちとの交流を図り親子で楽しめるイベントとして、年1回開催	こども支援課	1	ボランティア団体が主催しており、地域の子育て中の親子との交流が図れるため、継続して実施する。	A	A
		(2) 地域福祉の担い手の育成・支援	ファミリーサポートセンター事業 スキルアップ講習会	外部講師による、ファミリー・サポート・センターの協力会員と両方会員を対象にした講習会	継続	年4回実施 「発達が気になる子へのかかわり方と折り紙で遊ぼう」、「健康福祉まつり」、「小児食（援助時）の調理実習」、「救命講習入門コース（仮）」	年2回実施 ①「発達が気になる子へのかかわり方と折り紙で遊ぼう」、②「絵本のチカラ再発見」 ※このほか、全会員を対象にした交流会（「小児食（援助時）の調理実習」）を実施	年2回実施 「最近の子育て事情の理解とママのコミュニケーション力のアップ」ほか ※このほか、全会員を対象にした交流会（「アンチエイジング体操と手遊びの講習」）を実施	こども支援課	1	会員のスキルアップのために必要な講習を継続して実施していく。	A	A
		(3) 市民の自主的活動・関係団体などへの支援	障がい者団体への支援	障がい者団体への支援を通じて、障がい者の交流機会や社会活動への参加機会の充実を図る。	継続	・幸手市身体障害者福祉会、サークル青空への支援を行う。 ・彩の国ふれあいピック参加に対する支援を行う。	・幸手市身体障害者福祉会に対して運営費補助金を交付し、事務局として団体の活動を支援した。また、サークル青空に対しては、市のバスを使用した研修会に同行するなど団体の活動を支援した。 ・障がい者が彩の国ふれあいピックに参加できるよう取りまとめを行い、市のバスを使用して同行するなど支援を行った。	・幸手市身体障害者福祉会、サークル青空への支援を行う。 ・彩の国ふれあいピック参加に対する支援を行う。	社会福祉課	1	障がい者の交流機会や社会活動への参加機会の充実を図るためには、障がい者団体への支援とともに、関連するボランティア団体や社会福祉協議会との協力が重要となる。会員の高齢化や会員数の減少が課題となっており、活動内容や周知方法等については障がい者団体と協力し検討する。	A	A
			地域介護予防活動支援事業（育成支援）	出前講座を通じて、介護予防に関する地域活動団体の育成・支援を行う。また、介護予防サポーター等ボランティアの育成のために研修会等実践する。	継続	介護予防に関する地域活動団体の育成・支援を行い、介護予防サポーター等ボランティアの育成のために研修会等を実施する。	介護予防に関する地域活動団体 40団体 介護予防サポーター 107人（登録者数）	介護予防に関する地域活動団体 40団体 介護予防サポーター 107人（登録者数）	介護福祉課	1	市ホームページへの掲載や、チラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れている。今後も継続して実施する。	A	A
			子育て応援サークル活動等助成事業	地域の子育て支援体制の充実のため、子育て家庭を応援する事業を企画実施する団体を公募し、審査し助成する。	継続	1団体30万円を上限に、予算の範囲内で補助する	実績なし	1団体30万円を上限に、予算の範囲内で補助する	こども支援課	4	子育て応援サークル活動により地域の子育て支援体制の充実を図ることは重要であるため、活動団体からの相談に応じて予算を確保し、団体の活動を支援する。	D	E
			各種関係団体への活動支援（補助金等）	公民館において文化活動を行う団体の活動に対し、助成を行う。	単年度	活動クラブ数減少のため解散予定	令和5年5月16日総会で、解散が決定した。補助金残金については、令和5年度歳入として、市へ返金した。	—	社会教育課	5	団体構成員の高齢化に伴い解散する団体が増加しており、令和5年5月16日付けで解散となる。	E	E
		(4) 専門的な人材の確保	介護人材の育成・確保	市内の多くの介護支援専門員が加入する「幸手市介護支援専門員連絡協議会」へケアマネジメントの質の向上を目的とした研修を実施する。また、医療職を目指す学生の教育機関である、大学や専門学校の学生の地域実習を受け入れる。	継続	研修及び地域実習の受入れ	研修の実施 2回 地域実習の受入れ 3回	研修及び地域実習の受入れ	介護福祉課	1	予定していたとおりに介護支援専門員向けの研修を実施することができた。また、要請のあった地域実習の受入れも全て対応することができた。引き続き、研修の実施及び地域実習の受入れを継続していく。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会			
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	評価			
Ⅱ	支え合いのある地域づくり	①	地域で支え合うコミュニティの創出		生涯学習推進事業	「さって市民生きがい教授」制度により、各種指導者、講師の登録及び市民への情報提供を行う	継続	さって市民生きがい教授制度の指導者の登録更新。市ホームページによる周知及び市役所、公民館での台帳閲覧の実施。	さって市民生きがい教授制度の指導者の登録更新。市ホームページによる周知及び市役所、公民館での台帳閲覧の実施。指導者登録 52件 相談件数 7件	さって市民生きがい教授制度の指導者の登録更新。市ホームページによる周知及び市役所、公民館での台帳閲覧の実施。指導者登録 55件	社会教育課	3	制度活用のため、周知方法について検討する必要がある。	C	C	
				(5)	社会福祉協議会への支援の充実	幸手市社会福祉協議会運営費補助事業	地域福祉の中核となる幸手市社会福祉協議会の経営基盤の安定化を図るため運営費(人件費相当分)に対する補助金を交付する。	継続	補助額 39,914,000円(職員4名、臨時等2名)	補助額 39,914,000円(職員4名、臨時等2名)	補助額 40,906,000円(職員4名、臨時等2名)	社会福祉課	1	地域福祉の中核として事業を積極的に行的っており、補助を行うことによって安定した経営が図られたことから、継続して実施する。	A	A
					社会福祉協議会への職員派遣	幸手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、社会福祉協議会へ職員を派遣する。	継続	職員派遣人数 1名	社会福祉協議会へ職員派遣 1名	職員派遣人数 1名	庶務課	1	市内部の職員数を確保するため、他団体へ職員派遣は今後難しい状況である。	A	A	
			(1)	コミュニティ意識の醸成	行政区長会への情報提供事業	区長会の総会・役員会を通して各行政区と連携し、自治活動の増進を図る。	継続	各行政区と連携し、自治活動の増進を図る。	区長会議・総会・役員会において、市政に関する周知報告を行うことができた。また、区長会で実施した研修会の運営を支援することで、地域コミュニティの発展と自治活動の増進を図れた。	各行政区と連携し、自治活動の増進を図る。	くらし防災課	1	区長会議・総会・役員会において、市政に関する内容について、情報共有を通して連携ができたほか、区長会の活動を支援することで自治活動の増進及び協働を推進することができた。市と各区との連絡調整、市民の福祉の増進に寄与することを目的とした事業のため、継続して実施する。	A	A	
			(2)	コミュニティ活動の推進	地区市民センター管理運営事業	地域行政の拠点として、地域づくりを支援するとともに、地域の実情に応じたサービスを提供する。	継続	各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、地域づくりの支援を進めていく。	市民との協働を推進する拠点として、各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、また、地域の市民活動に関わることで、地域が主体となって取り組むまちづくり活動を支援することができた。	各種証明書の発行や各種届出受付及び地域活動に関わることで、地域づくりの支援を進めていく。	くらし防災課	1	市役所に行かなくても各種証明書の発行や各種届出受付業務などが行えることの周知を継続し、また、地域の市民活動に参加することで、地域づくりのための情報収集から課題解決等の支援が図れることから、継続して実施する。	A	A	
			(3)	協働のパートナーとなる市民・関係団体などの育成	市民との協働体制整備事業	市との協働事業を推進する行政区の活動に対し、地域の体制整備を図るため、市民協働事業推進協力報償金を支給する。	継続	地域の課題に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す。 ※協力行政区 107	協働事業を行った行政区に報償金を支給し、地域の体制整備を図ることができた。 ※協力行政区 106	地域の課題に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す。 ※協力行政区 105	くらし防災課	1	行政区が行う市及び関係機関の発行物の配布、市及び関係機関が主催、共催又は後援する事業等への参加促進、地域の課題解決のための市との協働に対して報償金を支給することで、市民との協働推進が図れ、地域の体制整備が行えているため、継続して実施する。	A	A	
					スーパー健康長寿サポーター 健康長寿サポーター養成講座	埼玉県で実施している健康長寿埼玉プロジェクト「健康長寿サポーター事業」に基づき、「スーパー健康長寿サポーター」の認定を受けたサポーターと協働して「健康長寿サポーター」の養成を実施し健康づくりの啓発を行っている。	継続	健康長寿サポーターによる養成講座の実施 3回 健康長寿サポーターの養成 50人	健康長寿サポーターによる養成講座の実施 4回 健康長寿サポーターの養成 71人	健康長寿サポーターによる養成講座の実施 3回 健康長寿サポーターの養成 50人	健康増進課	1	スーパー健康長寿サポーターの養成は埼玉県が主催しており、養成時期や方法・開催場所など調整が難しいため、コンスタントな養成は難しい。健康長寿サポーターの養成を継続し健康づくりの啓発を行うとともに、スーパー健康長寿サポーターの活動の支援をしていく。また、スーパー健康長寿サポーターと調整しながら活動の機会をどのように設けていくか検討していく。	A	A	
			(4)	地域福祉ネットワークの強化	幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク	認知症や虐待等により援護を必要とする高齢者を早期に発見し、支援するために、介護事業所、金融機関、警察署、民生委員・児童委員等の関係機関とともに協力体制を構築する。	継続	関係機関 154団体	関係機関 150団体	関係機関 152団体	介護福祉課	2	関係機関に対し、高齢者支援に係る情報を周知することができたが、目標としていた事業所数まで関係機関を増やすための周知方法や取り組み内容に対する充実が必要と思われる。引き続き継続し、体制の構築に取り組んでいく。	B	B	

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	評価
		(5) 住民の支え合い活動の促進	幸手市民生委員・児童委員協議会事業運営費補助事業	民生委員・児童委員の地域における福祉活動を支援するため、事業運営費を補助する。	継続	補助額 8,067,000円 民生委員・児童委員の委嘱人数 82人	補助額 8,067,000円 民生委員・児童委員の委嘱人数 82人 (令和6年3月31日現在)※定数91人	補助額 7,970,000円 民生委員・児童委員の委嘱人数 82人 ※定数91人	社会福祉課	1	地域福祉の担い手として円滑に活動が行われていることから、継続して実施する。	A	A
			コミュニティ連携推進事業	クリーン作戦、市民まつりなどの機会を通して、地域における支え合い活動の普及啓発及び地域での助け合い活動などを推進する。	継続	防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、クリーン作戦および花いっぱい運動を通して地域活動への参加を推進する。	クリーン作戦および花いっぱい運動を通じて、市民との協働によるまちづくり活動や地域での助け合い活動などが推進された。	防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、クリーン作戦および花いっぱい運動を通して地域活動への参加を推進する。	くらし防災課	1	防災、防犯、環境分野などで地域でのコミュニティ連携が必要不可欠になるため、コミュニティ団体が一堂に集まるクリーン作戦などを通して、さらなる地域活動への参加を推進する。	A	A
	② 生きがい・社会参加と交流の場づくり	(1) 身近な交流の場の提供	地域活動支援センターの充実強化	障がい者の創作的活動や生産活動、社会との交流機会の提供などを行う地域活動支援センターを充実させる。	継続	市内の地域活動支援センターを充実させるため、運営費に係る補助金を交付する(予定利用人数:5人)。	運営費に係る補助金を交付し、地域活動支援センターの活動の充実を図った(実利用人数:5人)。	市内の地域活動支援センターを充実させるため、運営費に係る補助金を交付する(予定利用人数:5人)。	社会福祉課	1	市内の地域活動支援センターに対して運営費に係る補助金を交付し、安定した運営と内容の充実を目的として、今後も支援を継続する。引き続き、幸手市の利用者が市外の地域活動支援センターを利用できるように近隣市町との調整を行い、地域活動支援センターの利用に係る整備を図る。	A	A
			空き店舗・既存ストックの活用事業	商工会主体の空き店舗対策事業として「プラス」を拠点に、各種団体等の活動や、展示スペースなどとして利用してもらうことで、中心市街地の楽しさ・利便性・魅力の向上を図る。(幸手市中心市街地にぎわい創造事業費補助金)	継続	第6次幸手市総合振興計画の成果指標として、空き店舗の活用数を2件とする。	空き店舗活用数が6件であった。(累計で16件) 商工会が主体となり、「しあわせのえきプラス」として空き店舗を活用したイベントが行われた。	空き店舗数の活用数を2件とする。(累計で18件)	商工観光課	2	空き店舗の認識として、シャッターは閉まっている店舗はあるが、住居を兼ねているため利活用できる物件がないのが現状である。現在、利用されている空き店舗の利用周知や活用方法の再考が必要であるとともに、空き店舗数の調査や改修費用等の一部補助などにより空き店舗の利用促進を検討していく必要があると考える。	B	B
			図書館お話し会実施事業	ボランティア団体による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的を実施する。香日向分館は図書館スタッフにより実施する。	継続	実施回数90回 参加者総数1,500人	実施回数98回 参加者総数1,235人	実施回数90回 参加者総数1,500人	社会教育課	2	参加者数が低迷しており、広報活動をさらに充実する必要がある。	B	B
			各種団体による保健福祉総合センターの施設利用	保健福祉総合センター(ウェルス幸手)の会議室等の利用により、市民活動の支援を行う。	継続	年間利用団体数 400団体(延べ件数)	年間利用団体数 317団体(延べ件数)	年間利用団体数 400団体(延べ件数)	社会福祉課	1	多くの団体が利用しており、会議室等の貸出しによって市民活動の支援が図れていることから、継続して実施する。	A	A
		(2) 公共施設などの活用	老人福祉センター	地域の高齢者の生きがいや交流の場として整備する。	継続	高齢者が生きがいを持ち、元気で暮らせるよう交流の場を支援する。	利用者数 11,717人	高齢者が生きがいを持ち、元気で暮らせるよう交流の場を支援する。 利用者数 11,700人	介護福祉課	1	高齢社会に対応するための健康・生活上の相談、趣味、教養等の研修及び講話の開催や、老人クラブの活動強化等での充実を図るとともに、既存の施設を交流の場として活用できる施策を検討していく。	A	A
			学校体育施設開放事業	地域住民に身近な学校体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲において開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供している。	継続	年間利用者数 42,000人	年間利用者数 68,601人	年間利用者数 81,000人	社会教育課	1	事業は順調に実施された。	A	A
			市民文化体育館管理運営事業	市民のスポーツ・文化の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	継続	年間利用者数 140,000人	年間利用者数 178,148人	年間利用者数 140,000人	社会教育課	1	施設の老朽化が進んでいるため、計画的に修繕・更新等を行う必要がある。	A	A
			武道館管理運営事業	武道の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	継続	年間利用者数 20,000人	年間利用者数 29,478人	年間利用者数 20,000人	社会教育課	1	施設の老朽化が進んでいるため、計画的に修繕・更新等を行う必要がある。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
		(3) 生涯学習・スポーツ活動の推進	体育施設管理運営事業	B&G海洋センター、幸手総合公園(野球場、庭球場、陸上グラウンド)、神扇グラウンドにおいて、市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	継続	年間利用者数 B&G海洋センター 9,000人 野球場 15,000人 庭球場 15,000人 陸上グラウンド 17,000人 神扇グラウンド 6,000人	年間利用者数 B&G海洋センター 16,329人 野球場 30,988人 庭球場 20,039人 陸上グラウンド 53,627人 神扇グラウンド 12,239人	年間利用者数 B&G海洋センター 9,000人 野球場 15,000人 庭球場 15,000人 陸上グラウンド 17,000人 神扇グラウンド 6,000人	社会教育課	1	施設の老朽化が進んでいるため、計画的に修繕・更新等を行う必要がある。	A	A
			図書館講座(児童向け・一般向け)	図書館を利用する子供から大人まで、幅広い年代のニーズに合った講座を開催する。	継続	実施回数20回 参加者総数400人	実施回数34回 参加者総数745人	実施回数35回 参加者総数800人	社会教育課	2	参加者数をより多くするため、広報活動をさらに充実する必要がある。	B	B
			郷土資料館ものづくり体験学習	幸手市郷土資料館において、幸手の歴史に関連した地域資源を活かすものづくり体験講座事業を実施する。	継続	機織り体験、藍(生葉)のたたき染め体験、ワークショップ貝のストラップづくり、貝のクリップづくり、藁でつくるお正月飾り、張り子のつるし飾りづくり、拓本体験、勾玉づくり	実施回数11回 参加者総数219人	機織り体験、藍(生葉)のたたき染め体験、ワークショップ貝のストラップづくり、張り子のつるし飾りづくり、拓本体験、勾玉づくり	社会教育課	1	機織り体験は、市民ボランティアの協力を得ているが、それ以外の体験事業にも市民ボランティアが協力してもらえる仕組みづくりが必要である。	A	A
			公民館講座	市民の学習要求に応えるために、各公民館でさまざまな世代を対象にした講座を開催し、市民に多様な学習機会を提供する。	継続	講座開催 延べ 141講座	開催講座 延べ 114講座 参加者延べ人数1,208人	講座開催 延べ 136講座	社会教育課	2	毎年同じような講座ではなく、幅広い分野での講座を開催する。申込み人数を増やして募集し、受講者を増やすよう計画する。また、子ども向け講座を増やすよう検討する。	B	B
			スポーツ推進事業	高齢者スポーツ教室や委託スポーツ教室を開催し、スポーツ・レクリエーションを通じて市民の健康づくりやコミュニティ活動の促進を図る。	継続	高齢者スポーツ教室参加者数 20人 委託スポーツ教室参加者数 280人	高齢者スポーツ教室参加者数 25人 委託スポーツ教室参加者数 12人	高齢者スポーツ教室参加者数 30人 委託スポーツ教室参加者数 70人	社会教育課	1	事業は順調に実施された。	A	A
			幸手市文化祭	日頃の文化活動の成果を発表する機会を設け、市民の文化交流を図る。	継続	文化祭参加人数 11,600人	参加者総数 8,191人	文化祭参加人数 11,600人	社会教育課	2	参加者数をより多くするため、広報活動の充実や会場への交通手段についての検討が必要である。	B	B
			さくらマラソン大会事業	「幸手市さくらマラソン大会」とし、幸手市、幸手市教育委員会、幸手市スポーツ協会及びNPO法人クラブ幸手の4者による主催事業として、例年桜の開花時期に開催しており、全国各地からランナーが幸手市に参集する、春の主要イベントとして開催。	継続	参加者数 2,500人 ※令和5年度は令和5年4月1日、令和6年3月31日の2回開催予定	第30回大会 参加者数 1,095人 第31回大会 参加者数 1,476人	参加者数 1,500人	社会教育課	1	事業は順調に実施された。	A	A
			市民スポーツ大会事業	広く市民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、市民の健康増進及び体力の向上並びに地域のコミュニティづくりを推進するとともに、明るく豊かな市民生活の形成と文化の発展に寄与するために、市民スポーツ大会を開催する。	継続	市民スポーツ大会参加者数 4,500人 市民スポーツ大会種目別大会参加者数 1,500人	市民スポーツ大会地区大会参加者数 4,290人 市民スポーツ大会種目別大会参加者数 2,402人	市民スポーツ大会地区大会参加者数 4,500人 市民スポーツ大会種目別大会参加者数 2,500人	社会教育課	1	事業は順調に実施された。	A	A
		(4) 参加・交流に向けた働きかけの推進	手話奉仕員養成講座を実施し、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話技術を習得した者(手話奉仕員)を養成する。	手話奉仕員養成講座(入門課程、基礎課程、レベルアップ課程)を実施 ※社会福祉協議会に委託	継続	手話奉仕員養成講座(入門課程)を実施する。 ※社会福祉協議会に委託予定。	手話奉仕員養成講座(入門課程・修了者13人)を実施した。 ※社会福祉協議会に委託した。	手話奉仕員養成講座(基礎課程)を実施する。 ※社会福祉協議会に委託予定。	社会福祉課	1	言語及び聴覚に障がいのある人と意思疎通を図るためには、手話等のコミュニケーションツールが必要であることから、毎年度継続して講座を実施し、より多くの人に手話技術を身に付けてもらうための機会を提供することが重要である。また、手話に対する興味や関心を効果的に促すためにはどのように周知すればよいか、その方法を検討する必要がある。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			老人クラブ活動の支援	地域の高齢者の生きがいや仲間づくりのための自主的な活動の場である老人クラブの活動を支援する。	継続	高齢者の社会参加・生きがいづくり・仲間との交流促進が図れ、老人クラブの活動を支援することができる。	老人クラブ数 15クラブ 会員数 458人	老人クラブ数 14クラブ 会員数 418人	介護福祉課	2	高齢化による活動継続の困難さはあるものの、活動継続している団体を支援している。今後も引き続き老人クラブの活動を周知し、新規入会や活動しやすい環境を整備していく。	B	B
		(5) 就労に向けた支援	障害のある人の就労支援	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う。	継続	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う。	令和5年度末登録者数288人 就労者数141人 ※平成14年度からの累計	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う。	社会福祉課	1	今後も関係機関と連携し、障がいのある人が可能な限り一般就労できるよう、障がいの特性に応じたきめ細やかな支援を継続していく必要がある。複雑で多様な課題を抱えた障がいのある人についての対応を強化するほか、離職防止を目的とした就労後のサポートも重要であるため、就労した人に対しても引き続き支援を継続する予定である。	A	A
			シルバー人材センターの活用	高齢者の経済的な生活の場として、また、生きがいづくりの機会を確保するためシルバー人材センターに助成を行い、その活動を支援する。	継続	登録者数 460人	登録者数 405人	登録者数 432人	介護福祉課	2	高齢者の就業及び生きがいづくりの創出のため、高齢者のニーズにあった職域の開拓や働きやすい環境づくりへの支援を実施。令和4年度より会員数は増加に転じたところであるが、今後も高齢者の生きがいづくり等活動について広く周知する必要がある。	B	B
			子育て世代の就労支援	主に小学校就学前の子どもがいる母に対し、子育てと就労の両立や再就職を支援するセミナーや座談会を実施する。	継続	実施予定なし	実績なし	実施予定なし	こども支援課	5	令和2年度に予算化されず、以降実施していない。今後もセミナーや座談会の実施はせず、家庭児童相談室等で相談対応を行っていく。	E	E
			雇用創出・就労支援事業	ハローワークによる相談業務、埼玉県や関係機関との連携により就職支援セミナー等を開催する。	継続	就職希望者と企業のマッチングを図り、雇用拡大につなげる。	ハローワークとの共催で就職セミナーを13回実施した。	就職希望者と企業のマッチングを図り、雇用拡大につなげる。	商工観光課	2	市民が幸手市内で安心して働くことができる場を提供するために、年代別やのセミナーを実施するなど様々な視点で対策を施しながら取り組む必要がある。	B	B
	③ 要 推 進 援 護 者 へ の 対 応 の	(1) 見守り・声かけ活動の促進	民生委員・児童委員による見守り活動	民生委員・児童委員が地域で孤立リスクの高い高齢者等の見守り・声かけ活動を行う。	継続	民生委員・児童委員が地域で見守り・声かけ活動を円滑に行うことができるよう支援を行う。	年間見守り・声かけ件数7296件	民生委員・児童委員が地域で見守り・声かけ活動を円滑に行うことができるよう支援を行う。	社会福祉課	1	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、声かけよりも見守りを重視した。定期的かつ継続的な見守りが行われており、今後も継続的に実施する。	A	A
			民生委員・児童委員による高齢者世帯訪問等運動	高齢者の交通事故の防止と犯罪の抑止等を図るため、民生委員・児童委員が交通事故防止、防犯及び悪質商法による被害の防止を地域で呼びかける運動を行う。	継続	地域において、高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行う。	年間見守り・声かけ件数 7296件 ※民生委員・児童委員1名あたり平均89件(延べ件数)	地域において、高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行う。	社会福祉課	1	高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行うことにより、交通安全・防犯意識等の普及及び高揚を図ることができたため、今後も継続的に実施する。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	評価
		(2) 虐待等の早期発見と支援	障がいのある人の虐待防止	幸手市障害者虐待防止センターにおいて、虐待防止に関する啓発を行い、虐待事案に対しては早期発見に努め、その際の対応は早期に行う。	継続	・虐待に対する職員の理解を深め、適切な対応を行えるようにする。 ・住民に対して、虐待防止に対する意識の啓発を行い、虐待防止に努める。	・虐待通報に対しては即時に状況を確認するなど、適切な対応を行った。 ・市のホームページに障害者虐待防止センター等の情報を掲載しているほか、窓口にはチラシを設置し、啓発を図った。 ・埼玉北地区地域自立支援協議会において、構成市町の虐待等対応に関する情報共有及び意見交換を行い、虐待に関する初任者研修を実施した。	・虐待に対する職員の理解を深め、適切な対応を行えるようにする。 ・住民に対して、虐待防止に対する意識の啓発を行い、虐待防止に努める。	社会福祉課	1	虐待事案が発生した際には、今後も適切に対応できるよう職員の研修等を通じて知識の研鑽に努めるとともに、市のホームページ等で虐待に係る通報窓口の周知を図り、虐待防止の啓発を行う。また、事業所での虐待や、広域で対応が必要となる虐待の事案に対応するため、引き続き、自立支援協議会等で事例の共有を図るなど、日頃から関係機関との連携に努める。	A	A
			高齢者の虐待防止	地域包括支援センターや警察等と連携を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見に向けた取組みを行う。	継続	相談窓口機能の充実と関係機関との連携により虐待防止及び早期発見に努める。	相談件数 10件	相談窓口機能の充実と関係機関との連携により虐待防止及び早期発見に努める。	介護福祉課	1	市民に対して相談窓口の周知を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見に努める。また、事案を把握した場合には、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携を図り、速やかに状況を把握し対応する。	A	A
			要保護児童対策地域協議会による連絡体制の確保	—		代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議適宜	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議20回	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議適宜	こども支援課	1	関係機関と連携し、目標通り定期的な会議を実施し、支援に向けた情報や方針を共有した。特に支援が必要とされる児童の背景は複雑化しており、今後も引き続き、関係機関で情報を共有し、虐待の早期発見・早期対応に努めていく。	A	A
			虐待の早期発見と支援	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	継続	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	相談件数 29件 ※セクハラ、DV等の相談件数と重複する	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	人権推進課	1	今後も引き続き、関係機関で情報を共有し、虐待の早期発見・早期対応に努めていく。	A	A
		(3) ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童及び児童を養育している方に対し保険医療にかかった医療費の自己負担額について支給した。	継続	対象者 1,100人 支給件数 11,600件 支給総額 27,884,000円	対象者 866人 支給件数 11,094件 支給総額 31,573,912円	対象者 1,100人 支給件数 11,600件 支給総額 28,416,000円	こども支援課	1	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図れたことから、継続して実施する。	A	A
			児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害がある方に手当を支給した。	継続	対象者 387人 支給件数 2,000件 支給総額 160, 551, 000円	対象者 346人 支給件数 1,919件 支給総額 157,037,540円	対象者 387人 支給件数 2,000件 支給総額 158, 831, 000円	こども支援課	1	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進が図れたことから、継続して実施する。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	評価
		(4) 障がいのある人・障がいのある児童への支援の充実	障がいのある人・障がいのある児童への支援の充実	障がいのある人や障がいのある児童に対し、障がいの程度に応じた必要なサービスを提供する。	継続	・障がいの程度に応じて、本人や家族が希望するサービスを提供する。 ・経済的な支援の充実を図る。	・相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、個々の状況に応じて本人や家族が希望するサービスを提供することができた。 ・障害者手帳の等級に応じた手当等を支給し、経済的な支援の充実を図ることができた。	・障がいの程度に応じて、本人や家族が希望するサービスを提供する。 ・経済的な支援の充実を図る。	社会福祉課	1	本人や家族が希望するサービスの提供を行い、障害者手帳の等級に応じた手当等の支給によって経済的支援を行うため、個々の障がいの状況に応じた丁寧な説明に努める。また、サービスの提供に関しては、原則として相談支援事業所にサービス等利用計画を作成してもらい、モニタリング等の機会を通じて、適切なサービス提供が行われているか定期的に見直しを行う。	A	A
			障がい児保育	保育の就労により、保育が必要な障がい児を公立保育所において保育をする。	継続	障がい児に対して、障がい児保育を実施する。	障がい児保育の入所児、第三保育所2名(4月時点)	全ての公立保育所で障がい児に対して、障がい児保育を実施する。	こども支援課	2	障がい児の入所希望者が増えてきていることにより、令和6年度からすべての公立保育所に障がい児クラスを設置した。きめ細かい保育を実施するため、保育士の確保や保育の質の向上に取り組み、充実した保育体制を整えていくことが必要である。	B	B
		(5) 不登校児童・生徒への支援	児童・生徒への教育相談事業	・各小・中学校にスクールカウンセラーを配置 ・各中学校に、さわやか相談員を配置 ・各小・中学校に、ふれあい相談員の派遣 ・教育支援センターとして、心すこやか支援室の開室	継続	家庭環境が複雑化していることにより、新たな不登校、長欠傾向の児童生徒が昨年度に続き、増加傾向にある。それらに対応するために、学校が教育相談体制の不断の見直しと、各関係機関との積極的な連携を行う。100人当たりの不登校児童生徒数を小学生は1.0人、中学生は3.0人以下を目標とする。	増加傾向にある不登校児童生徒に対応するために、学校は教育相談体制の不断の見直しと、各関係機関との積極的な連携を行うよう努めた。100人あたりの不登校児童生徒数は、小学生は約2.2人、中学生は7.2人と目標より高い数値となった。	家庭環境が複雑化していることにより、新たな不登校、長欠傾向の児童生徒が昨年度に続き、増加傾向にある。それらに対応するために、学校が教育相談体制の不断の見直しと、各関係機関との積極的な連携を行う。100人当たりの不登校児童生徒数を小学生は2.0人、中学生は7.0人以下を目標とする。	学校教育課	2	増加傾向にある不登校児童生徒に対し、今後、不登校を減少させるために、各関係機関の連携が重要である。中学校区の教育相談連絡会を実施し、小・中学校間での情報共有を図るとともに、SCとSSW、さわやか相談員、ふれあい相談員等の連携も進め、組織的な対応を図る。また、心すこやか支援室とも連携し、不登校児童生徒の支援体制のより一層の充実を図る。	B	B
		(6) 青少年の非行防止・環境浄化活動の推進	青少年健全育成事業	青少年育成推進員による非行防止パトロール、街頭キャンペーンによる啓発活動、研修会等の実施。青少年問題協議会の開催。	継続	非行防止パトロール 年3回 街頭キャンペーン 年1回 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	非行防止パトロール 年3回 街頭キャンペーン 年1回 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年1回	非行防止パトロール 年3回 街頭キャンペーン 年1回 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	社会教育課	1	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した事業もあったが、今後も青少年健全育成のための啓発活動等を実施する。	A	A
		(7) 生活困窮者などへの自立支援	生活困窮者自立支援相談事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者への制度の周知を行うとともに、相談を受けて、その内容によって関係機関と連携・調整を行いながら、相談者の自立に向けた必要な支援に繋ぐ。	継続	相談員を2名配置し、生活困窮者等からの相談に対し、支援や関係機関に繋ぐ。	相談件数 73件 関係機関連携 37件(重複あり)	相談員を2名配置し、生活困窮者等からの相談に対し、支援や関係機関に繋ぐ。	社会福祉課	1	広報紙・ホームページで相談窓口を案内しているが、支援を必要とする人に事業内容が伝わるように普及啓発に努める。日ごろから関係機関との連絡調整の中で、支援体制の把握に努める。	A	A
			子どもの学習支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給世帯や生活困窮世帯(就学援助世帯)の中学生及び高校生を対象に、学習の支援や進学、就職などの進路指導を行い、必要な家庭には家庭訪問などの支援を行う。	継続	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の中学生及び高校生に対し、学習の支援や進学、進路指導などの支援を行う。	【中学生】 学習教室 49回 参加者数 16人、延べ参加者数 306人 【高校生】 学習教室 48回 参加者数 6人、延べ参加者数 140人	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の中学生及び高校生に対し、学習の支援や進学、進路指導などの支援を行う。	社会福祉課	1	市内各小中学校にチラシを配布し、参加者を募っているところではあるが、学習支援事業利用者でありながら、教室への参加に至らない、参加が少ない児童・生徒に対する個別支援が課題。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			就労相談支援事業	生活保護受給者や生活困窮者を対象に、就労自立に向けた相談・就労支援を行う。	継続	就労相談員を1名配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象として就労相談支援を行う。	登録人数 49人(就労開始 8人) 就労相談支援件数 483件	就労相談員を1名配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象として就労相談支援を行う。	社会福祉課	1	生活保護法に定める最低生活維持のために、能力を活用することが要件となっていることから、年齢や健康状態を勘案しながら、未就労の人への就労相談支援を継続的に行っていく。	A	A
		(8) セクハラ・DV対策の推進	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図る観点から、被害者からの申出により、相手方とされている者からの当該被害者に係る請求は、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付については、原則「不当な目的によることが明らかな等」として、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、これを拒むこととするものである。	継続	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のため、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、適切な対応を行う。	支援措置申出件数 ①幸手市 27件(措置人数 62人) ②他の自治体 51件(措置人数 116人) R6.3.31現在	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のため、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、適切な対応を行う。	市民課	1	引き続き、当該事業に係る相談機関及び関係各課との連携の強化を図る。	A	A
			セクハラ・DV被害者対策の推進	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。幸手市人権擁護委員による人権相談を年13回実施する。	継続	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。	・セクハラ・DV等の相談件数 29件 ※虐待の相談件数と重複する。 ・人権相談件数 7件	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。	人権推進課	1	今後も引き続き、関係機関で情報を共有し、被害者のためのサポート体制を整える。	A	A
		(9) 居住外国人への支援の推進	多文化共生推進事業	外国人住民に対し地域の生活ルールや生活相談に応じる。	継続	外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、日本文化の周知や、多文化共生の地域づくりを進める。	国際交流協会における日本語教室を通じて学習活動を行い、地域の多文化共生を推進することができた。	外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、日本文化の周知や、多文化共生の地域づくりを進める。	くらし防災課	2	日本語教室において地域の多文化共生は推進することが出来たが、多文化共生キーパーソンによる地域の外国籍住民に対する生活相談からの多文化共生の地域づくりのための整備が不十分であることが課題である。また、日本語教室受講希望者に対して講師ボランティアの数が不足していることも課題である。市民一人ひとりの相互理解のために、市民が外国人との交流を深める機会を引き続き増やしていく。	B	B
		(10) 再犯防止の推進	幸手市再犯防止推進計画の策定	幸手市再犯防止推進計画の策定、第2次幸手市地域福祉計画の進行管理に係る所管事業の点検及び評価について	継続	令和3年度に策定した幸手市再犯防止推進計画の実施	幸手市再犯防止推進計画に即した実施を行った。	幸手市再犯防止推進計画に即した事業を継続して実施する。また、令和7年度の地域福祉計画の見直しをする際に、再犯防止推進計画を盛り込んだかたちで統合を検討する。	社会福祉課	1	他市町の状況を勘案し、内容の見直しを図りながら今後も計画に即した事業を継続して実施していく。	A	A
			社会を明るくする運動啓発活動	久喜・幸手地区保護司会・更生保護女性会と連携して「社会を明るくする運動」等再犯防止の啓発活動を行う。	継続	社会を明るくする運動啓発活動として市内小・中学校訪問の実施	6月から7月初旬にかけて市内小学校校、中学校 校において社会を明るくする運動啓発活動を実施した。また、幸手駅構内に「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」という懸垂幕を作成し、設置した。	社会を明るくする運動啓発活動として市内小・中学校訪問の実施	社会福祉課	1	周知活動を目的に、今後も継続して啓発活動を行うことが重要である。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	評価
Ⅲ 地域福祉の基盤づくり	① 身近な相談・支援の推進	(1) 総合的な相談支援体制の充実	生活支援体制の充実	高齢者ニーズと様々な主体による地域資源の情報を把握し、多様な主体の参画による情報の共有・連携・強化の場として協議会を設置し、多様な主体間の情報共有及び・連携・協働を行う。	継続	生活支援コーディネーターの配置 6人	配置数 6人	生活支援コーディネーターの配置 6人	介護福祉課	1	生活支援に関する関係機関と連携し、地域課題の共有や意識の統一化及び社会資源の周知を図っていくことが重要。地域共生社会の実現に向けて関係機関との連携を強化し、分野を超えた協議を行っていく必要がある。	A	A
			家庭児童相談室事業	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して生じる種々の悩みや不安、問題の解決を図るため、家庭児童相談員を配置し、相談・助言指導を行った。	継続	相談受付件数300件	相談件数465件	相談受付件数400件	こども支援課	1	相談内容はしつけや登園渋り・不登校、家族問題など多岐にわたる。関係機関と連携しながら相談支援を行った結果、児童本人や家族の精神的援助を図ることができた。インターネットの普及で情報過多な状況の中で、正しい知識をもって育児の相談をできる機会は重要となるため、事業を継続して実施する。	A	A
			子育て総合窓口運営事業	こども支援課と健康増進課の間に「子育て総合窓口」を設置し、専門の相談員を配置して、相談対応や各種申請受付を行った。（こども支援課は保育コンシェルジュ※に係る分） ※令和4年度から利用者支援専門員に変更	継続	利用者支援専門員（子育て支援コーディネーター）分 相談受付件数 3, 050件	保育所や幼稚園への入所相談や、子育てに関する心配ごとなどの相談に対応した。 令和6年3月末時点の相談件数 2,856件	利用者支援専門員（子育て支援コーディネーター）分 相談受付件数 3, 000件	こども支援課	1	保育所の入所希望が増える中、早期から入所相談に応じることで保護者の不安を解消し、スムーズに手続きができるようアドバイスをを行った。令和4年度から基本型へ移行し、地域の関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくりを行うことができた。	A	A
		(2) 分野別の相談支援の強化	障がいのある人への相談支援の充実	障がいのある人が安心して相談することができ、必要な支援を受けられる体制の充実を図る。	継続	障がいのある人の相談支援体制を確保する。	・相談支援事業を委託により実施（埼葛北地区地域自立支援協議会構成市町3市2町共同で3か所設置）した。 ・基幹相談支援センターを委託し、総合的・専門的な相談支援等を実施（3市2町共同で1か所設置）した。 ・地域生活支援拠点を委託し、緊急時の相談支援等を実施（3市2町共同で1か所設置）した。	障がいのある人の相談支援体制を確保する。	社会福祉課	1	相談支援体制を確保するため、3市2町共同で相談支援事業等を実施する。地域生活支援拠点については、現在、コーディネーターの配置は1人となっているが、第7期障がい福祉計画において令和8年度までに配置人数を2人にする目標を掲げていることから3市2町で協議を進めており、令和7年度から1人増員し2人にする予定としている。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			介護相談員派遣事業	介護サービスの利用者宅や介護施設へ介護相談員を派遣し、利用者とサービス提供者との橋渡し役として利用者や介護サービス事業者からの相談を受ける。	継続	介護相談員派遣(電話相談)の実施	相談件数 電話相談 84件 施設相談 15件 居宅相談 7件	介護相談員派遣の実施 施設相談260件	介護福祉課	1	新型コロナウイルス感染症対策のため在宅でのサービス利用者を対象とした電話相談を主軸に実施していたが、徐々に介護保険施設等とも連携し、現地での相談に戻していくことが課題。令和5年度から施設相談と居宅相談を徐々に再開した。	A	A
			健康に関する相談事業	心身の健康、食生活、乳幼児の育児や発達などに関する相談事業	継続	健康相談 12回 食生活相談 12回 乳幼児健康相談 24回 乳幼児発達相談 12回 心理相談(母子) 12回 こころの相談 随時(来所・電話・家庭訪問) 子育て総合窓口(母子保健型) 随時	健康相談 12回 延べ 166人 食生活相談 16回 延べ 24人 乳幼児健康相談 24回 延べ 255人 乳幼児発達相談 14回 延べ 97人 心理相談(母子) 12回 延べ 23人 こころの相談 来所 延べ 7人 電話 延べ 1人 家庭訪問 8人 子育て総合窓口(母子保健型) 延べ 1469人	健康相談 12回 食生活相談 12回 乳幼児健康相談 24回 乳幼児発達相談 12回 心理相談(母子) 12回 こころの相談 随時(来所・電話・家庭訪問) 子育て総合窓口(母子保健型) 随時	健康増進課	1	心身の健康、食生活、乳幼児の育児や発達などに関する相談の機会として、今後も継続していく。	A	A
			(3) 重層的支援体制の整備・拡充										
			地域包括支援センターの機能強化	地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種(それに準じる者を含む)を設置している。	継続	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 6人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 6人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 6人	介護福祉課	1	各地域包括支援センターの職員を計画どおり増員することができ、今後増加が予想されている、重層的な相談については、他課、他機関との調整が重要。重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、的確な情報把握を行い、判断し、サービス等の紹介を行っていく。地域包括支援センター職員のさらなる資質向上を図るとともに、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を継続する。	A	A
			幸手市福祉総合支援体制構築事業	高齢・障がい・児童・生活困窮等の各分野の相談支援体制では対応困難な課題や制度の狭間にあるケース(複合課題)を包括的かつ総合的に支援を行っていく。	継続	令和5年度中に複合課題に対応するチームを設置する。	令和5年度中に複合課題に対応するチームを設置するため、要綱作成を行った。	複合課題のあるケースについて相談があった場合、包括的かつ総合的に支援を行う。	社会福祉課	1	複合課題を持った方への総合支援については関係機関に委託している自治体があるので検討する。	A	A
②	保健・医療・福祉の連携の推進	(1) 健康づくり・介護予防の取り組みの推進	一般介護予防事業	介護予防や認知症に関する基本的な知識の普及啓発を行うことや、出前講座をとおして地域で活動する団体への支援を実施する。	継続	介護予防や認知症予防に関して、教室開催や地域活動団体に対する出前講座を通じて普及啓発を行う。	認知症予防教室 参加人数 230人(延べ) 出前講座における参加人数 665人(延べ)	認知症予防教室 参加人数 230人(延べ) 出前講座における参加人数 665人(延べ)	介護福祉課	1	介護予防や認知症予防について啓発活動を実施できた。今後は、高齢者人口の増加が見込まれる中、運動機能や口腔・栄養状態といった心身機能の改善を目指すだけでなく、介護を必要としていない高齢者等に対して、通いの場等社会参加できる場を創出し介護予防につなげる取り組みを続けていく。	A	A
			健康日本21幸手計画(第3次)・幸手市食育推進計画の推進 健康日本21幸手計画(第4次)の策定	乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、「健康日本21幸手計画(第3期)」で各施策の目標を設置し、達成状況の評価を実施した。 新たに健康日本21幸手計画(第4次)を策定した。 計画期間:(第3次)平成31年度から平成35年度 計画期間:(第4次)令和6年度～令和17年度	継続	○健康づくり推進会議 年4回実施 ・健康日本21幸手計画(第3次)の計画期間終了に伴う評価。 ・自殺対策計画の施策に対する、当該年度の進捗評価。 ・健康日本21幸手計画(第4次)の策定。 ○当該重点目標及び計画に沿った健(検)診や健康教室などの事業を実施	○健康づくり推進会議 4回 ・効果的に健康日本21幸手計画及び自殺対策計画を推進するため、健康づくり推進会議を実施した ・健康日本21幸手計画(第4次)を策定した。 ○第3次計画の各施策目標の達成に向けて当該年度の重点目標を定め、健(検)診や健康教室などの事業を実施した	○健康づくり推進会議 年3回実施 ・健康日本21幸手計画(第4次)の施策に対する、当該年度の進捗評価。 ・自殺対策計画の期間終了に伴う評価。 ・新たに自殺対策計画を策定する。 ○当該重点目標及び計画に沿った健(検)診や健康教室などの事業を実施	健康増進課	2	引き続き施策目標の達成に向け、具体的取り組みの推進と進捗状況の管理・評価を実施していく。	B	B

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
		(2) 認知症対策の推進	相談体制の充実	認知症のため多くの生活上の問題を抱えている人については、関係者やサービス事業者等を集めて地域包括支援センターが実施する地域ケア会議で支援の方針決定等を実施する。	継続	地域ケア会議の開催 24回	地域ケア会議の開催 18回	地域ケア会議の開催 20回	介護福祉課	2	認知症地域支援推進委員の活動を支援、また認知症初期集中支援チームを活用し、地域包括支援センターの相談支援の充実を図る。また、地域ケア会議を活用して、多職種連携による相談支援体制を推進する。	B	B
			おれんじカフェ(認知症カフェ)の開催	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を開催し、地域の中で孤立を防ぐための支援を実施する。	継続	認知症の方とその家族、地域の方、誰でも参加できる集いの場を、市内前グループホームで開催できるように支援する。	認知症カフェの設置数 4ヶ所	認知症カフェの設置数 4ヶ所	介護福祉課	2	おれんじカフェの開催の希望のある団体に対し開催に向けた助言をしたり、現在開催中の団体に対してホームページや広報への掲載、チラシを窓口に配置する等、周知活動を継続支援していく。	B	B
			認知症サポーター養成講座等による知識の普及啓発	認知症の人が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症サポーター養成講座を実施し、住民全体へ認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施する。	継続	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	認知症サポーター数 2,770人	認知症サポーター数 2,900人	介護福祉課	1	認知症サポーター数は増加しており、認知症に関する知識の普及啓発ができています。今後も継続して講座を実施し、この事業を通して、認知症に対する相互理解を進めていく。また今後は合わせて「あたらしい認知症観」を周知していく必要がある。	A	A
			早期発見・早期治療への取り組み	認知症地域支援推進員の配置と、認知症初期集中支援チームの設置を行うことで、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための体制を構築する。	継続	認知症初期集中支援チーム設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	介護福祉課	1	民生委員・児童委員や地域の支援者との連携強化を図り、支援を必要とする人を把握するとともに、認知症サポート医の協力のもと、早期診断・治療体制の周知を進め、認知症地域支援推進委員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図る。	A	A
		(3) 保健・医療・福祉の連携の推進	障がいのある人に対する保健・医療・福祉の適切な提供	障がいのある人の心身の健康維持、増進及び回復を図るため、関係機関と連携し、保健・医療・福祉を適切に提供する。	継続	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費の負担を軽減させる。	・保健師や医療機関と連携し、必要な支援を提供することができた。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費の負担を軽減させることができた。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費の負担を軽減させる。	社会福祉課	1	障がいのある人が安心して暮らし続けるために、今後も保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。近年では、相談内容がより複雑化、多様化しているため、これらに対応する専門職の必要性及び他機関を含めた部門ごとの職員の連携の重要性が増している。	A	A
			日本保健医療大学との連携	日本保健医療大学が実施する公開講座の後援 日本保健医療大学教授等による幸手市健康保健事業に係る助言・協力	継続	健康づくり推進会議委員協力 1名 健康づくり講演会への協力 1名	健康づくり推進会議委員協力 1名 健康づくり講演会への協力 1名	健康づくり推進会議委員協力 1名	健康増進課	1	健康づくり推進会議委員として会議に参加、助言・協力してもらえた。今後も保健事業について、助言・協力を得て、連携を図っていく。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
		(4) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進	在宅医療・介護連携推進事業	杉戸町と共同で北葛北部医師会に事業を委託し、在宅医療連携拠点が中心となり、相談支援及び関係機関とのネットワークづくりに加え、研修会の開催等、医療及び介護関係者等との連携を推進する。	継続	研修会の開催 4回事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 12回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談 22箇所(市内)	研修会の開催 4回事例検討会議の実施 11回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談 22箇所(市内)	研修会の開催 3回事例検討会議の実施 12回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談 22箇所(市内)	介護福祉課	1	今後も医療と介護の連携の充実を図るため、その拠点である北葛北部医師会と本市及び杉戸町と協働し、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種による連携体制を整備していく。	A	A
		(5) 地域医療体制の充実	地域医療体制の充実	医師会、杉戸町との連携により、在宅当番医(休日診療)、冬期小児休日診療、冬期休日夜間診療を実施する。 連絡会の実施により、地域の保健医療に関する情報を共有し、連携体制の強化を図る。	継続	①在宅当番医(休日診療)の実施(73日間) ②冬期小児休日診療の実施(15日間) ③冬期休日夜間診療の実施(21日間) ④医師会・歯科医師会との連絡会実施(各1回)	①在宅当番医(休日診療)の実施(73日間) ②冬期小児休日診療の実施(15日間) ③冬期休日夜間診療の実施(21日間) ④医師会・歯科医師会との連絡会実施(各1回)	①在宅当番医(休日診療)の実施(72日間) ②冬期小児休日診療の実施(15日間) ③冬期休日夜間診療の実施(22日間) ④医師会・歯科医師会との連絡会実施(各1回)	健康増進課	1	協議会を通じた連携体制を継続し、今後も市民への普及活動に取り組む。	A	A
	③ 情報提供および福祉サービスの充実	(1) 福祉サービス情報提供の充実	『幸手市障がい者の福祉ガイド』の発行	障がい者(児)が受けることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方や希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図った。	継続	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷及び市ホームページへの掲載。	幸手市障がい者の福祉ガイド350部印刷及び市ホームページへの掲載。	幸手市障がい者の福祉ガイド400部印刷及び市ホームページへの掲載。	社会福祉課	1	見やすさやわかりやすさを工夫し、新たな制度や内容の見直しを図りながら今後も継続して実施する。広く周知するため、配布場所や配布方法についても検討し、イベントなどの機会も生かして周知を図る。	A	A
			地域介護予防活動支援事業(普及啓発)	高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防などについて、出前講座を行うことにより普及啓発を行う。	継続	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいを持って活動を継続できるよう、地域活動団体の育成・支援を行う。	出前講座 参加人数(延べ) 665人	出前講座 参加人数(延べ) 665人	介護福祉課	1	市のホームページ掲載やチラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知を図っているところ。今後、出前講座についてはフレイル予防の周知・啓発を含めた活動をより一層充実して実施していく。	A	A
			情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度等を市のホームページや広報紙等に掲載、各種パンフレットの作成、またくらしの便利情報と市のホームページへ掲載をし、情報提供する。	継続	・高齢者福祉サービス、介護保険制度等の情報の周知 ・出前講座の実施	・高齢者福祉サービス、介護保険制度等の情報の周知 ・くらしの便利情報 毎年度更新	・高齢者福祉サービス、介護保険制度等の情報の周知 ・くらしの便利情報 毎年度更新	介護福祉課	1	市ホームページやSNS、広報誌や健康づくりガイド等の配布物を通して市民への周知を図っている。今後も継続して実施していく。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
		(2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実	障がいのある人・障がいのある児童に対する福祉サービスの充実	障がいのある児童が住み慣れた地域で生活できるよう、また、身近な地域で専門的な支援を受けられるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。	継続	・障がいのある児童が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。 ・障がいのある児童に対し、障がいの特性に応じた専門的な支援を行う。	相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、個々の状況に応じて適切なサービスを提供することができた。	・障がいのある児童が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。 ・障がいのある児童に対し、障がいの特性に応じた専門的な支援を行う。	社会福祉課	1	全国的に、専門的な相談を行ったり、サービス等利用計画を作成したりする相談支援員が不足しているという問題点がある。幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町の3市2町では埼葛北地区地域自立支援協議会の構成市町として広域でこの問題を共有しており、人材育成や事業所増加に向けた取り組みを行っている。	A	A
			緊急時連絡システム	慢性疾患等のため、常時注意を必要とするひとり暮らし等の高齢者に対して、緊急連絡用の装置を貸与し、緊急事態が発生したときに適切な支援を実施する。	継続	緊急時連絡システム事業を実施することにより、日常生活上の緊急事態における高齢者等の不安を解消し、支援を実施する。	実利用者 45名	実利用者 45名	介護福祉課	1	ひとり暮らし高齢者が増加することから、定期的な見守りや緊急連絡体制の構築など事業の必要性は高い。今後は事業内容を見直しつつ、人感センサーのような仕組みを取り入れ、より充実した支援を行っていく。	A	A
			紙おむつ支給事業	介護保険の要介護認定で、要介護1から要介護2の非課税世帯及び要介護3から要介護5に認定された人で、排せつの介護を常時必要とする高齢者を対象に、経済的負担や介護する家族の精神的負担を軽減し、在宅介護を支援するために紙おむつの配布をする。	継続	必要な方に対し、適切に支給できるよう支援を行い、家族の精神的・経済的負担軽減に努める。	実利用者数 316名	必要な方に対し、適切に支給できるよう支援を行い、家族の精神的・経済的負担軽減に努める。 実利用者数 316名	介護福祉課	1	正しい紙おむつの使用方法や選び方などの情報提供及び相談を実施し、介護者の負担軽減のための支援を実施する。	A	A
			介護サービス利用料の軽減	低所得者の負担能力に配慮し、介護サービス利用料の軽減を図った。	継続	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施	訪問介護等利用者負担軽減措置事業（令和6年3月末） 認定者 102人 事業費 1,230,941円	必要な方に対し、適切に支給できるよう支援を行い、家族の精神的・経済的負担軽減に努める。	介護福祉課	1	今後も対象となる低所得者が利用できるよう、要介護認定結果ともに案内をするなど今後も利用者への制度の周知に努める。	A	A
			ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる相互援助活動事業	継続	援助件数 1,500件 依頼会員 550人 協力会員 110人 両方会員 90人	援助件数 1,186件 依頼会員 233人 協力会員 52人 両方会員 69人	援助件数 1,500件 依頼会員 550人 協力会員 110人 両方会員 90人	こども支援課	1	依頼会員の増加に伴い、援助を行う協力会員を獲得していく。	A	A
			子育て支援センター事業	地域子育て支援拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、交流を図る機会を提供する	継続	市内3か所で事業や講座、相談業務の実施	市内3か所 ・幸手子育て支援センター 事業59回 講座12回 相談件数54件 来館者5,023人 ・児童館子育て支援センター 事業39回 来館者1,899人 ・どんぐりキッズ（民間地域子育て支援拠点） 事業155回 講座7回 相談件数29件 来館者4,543人	市内3か所で事業や講座、相談業務の実施	こども支援課	1	地域の親子の孤立化を防ぎ、子育て中の不安や心配事を未然に解消できるような交流・相談の場を提供できた。今後も継続して実施する。	A	A
			保育所運営事業	公立・私立の保育所（園）を運営（委託）し、保護者の多様な保育ニーズに対応していく。	継続	公立・私立保育所（園）の運営（委託）	市内公立・私立保育所（園）の入所児童数（4月1日時点） 公立保育所 188人 私立保育所 196人	公立・私立保育所（園）の運営（委託） 公立保育所のあり方検討	こども支援課	1	令和5年度も待機児童はいなかった。 今後も多様なニーズに対応できるよう保育内容の充実を図り、第一保育所と第三保育所の統合に向けた検討を進めていく。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	評価	
Ⅳ	安心 できる生活の基盤づくり	(3) 福祉サービスの質の向上	サービス事業者の育成・指導	利用者がより快適な生活や介護を受けられるように地域密着型サービス事業所等への実地指導を実施する。	継続	介護サービス事業者への実地指導	介護サービス事業所への実地指導 10事業所	介護サービス事業者への実地指導 6事業所	介護福祉課	1	国の運営指導マニュアルに沿った実地指導の実施について介護サービス事業者への実地指導の標準化・効率化を図る。また改善が必要な介護サービス事業所へは、介護保険法に基づき適切な助言、指導に努める。また、地域密着型サービス以外の介護サービス事業所についても指定権限を持つ埼玉県と連携し、市内の介護事業者のサービス向上及び適切な運営を図る。	A	A	
			福祉用具・住宅改修支援事業	介護支援専門員等が介護保険サービスを利用していない方から住宅改修の希望があった際に相談・助言を行う。当該住宅改修費について必要な理由がわかる書類を作成した介護支援専門員等に経費の助成をする。	継続	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	住宅改修支援事業実績 1件	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	介護福祉課	2	多くの利用者は福祉用具・住宅改修以外の介護保険サービスも利用しているため、本事業の実績は少ない。適切な助言のもと、住宅改修申請に必要な理由書を作成した介護支援専門員等に助成することで、利用者及び事業所支援につながるため今後も継続が必要。	B	B	
		(1) 防災対策の充実	緊急時連絡システム	一人暮らしの重度身体障がい者が急病や事故その他の理由により緊急的に助けを必要とする場合に、速やかな救助活動を行うことができるよう、緊急時連絡システムを設置する。	継続	緊急時連絡システムを設置する。	設置件数 2件(継続)	緊急時連絡システムを設置する。	社会福祉課	1	緊急時連絡システムを設置することにより、緊急事態における不安の解消につながっているため、今後も継続して実施する。高齢者に対しても同様のサービスを提供しており、利用しやすい環境づくりや方法について研究する。	A	A	
			福祉避難所の充実	災害発生時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者(高齢者、障がい者等)が避難する二次的避難所である福祉避難所の充実を図る。	継続	指定福祉避難所を対象とした図上訓練の実施1回	指定福祉避難所を対象とした図上訓練を実施した 1回(参加者17名)	指定福祉避難所を対象とした図上訓練の実施1回	社会福祉課	1	有事の際に福祉避難所を開設した場合を想定し、運営するノウハウを蓄積するために、今後も継続して訓練を行うことが重要である。また、毎年避難所運営ゲームHUGで訓練しているが、訓練内容を適宜見直していきたい。	A	A	
			自主防災組織の組織数向上	災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があることから、地域の防災力を向上させるために自主防災組織の必要性について周知し、組織数の向上を図る。	継続	自主防災組織数51団体(組織率65%)	1団体設立したが、目標の51団体には届かず50団体設立。	自主防災組織数51団体(組織率65%)	くらし防災課	2	組織数が伸び悩んでいる状況である。未設置の地域へ継続して周知する。	B	B	
			(2) 防犯対策の強化	防犯パトロールの実施	市内における犯罪防止のための取り組みとして、特に小・中学校の下校時間帯を中心に、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	継続	市民生活部及び教育委員会とで協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	市民生活部及び教育委員会とで協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施した。	市民生活部及び教育委員会とで協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	くらし防災課	1	市民生活部及び教育委員会とで協力し目標どおり防犯パトロールを実施することができた。今後、防犯パトロール車両の新規登録を増やし、防犯パトロール体制の充実を図りたい。	A	A
				青少年健全育成事業	青少年育成推進員による学校訪問	継続	市内小学校 9校 市内中学校 3校 市内高校 1校	市内小学校 9校 市内中学校 3校 市内高校 1校	市内小学校 9校 市内中学校 3校 市内高校 1校	社会教育課	1	市内学校の訪問により青少年育成推進員と学校との連携を図ることができた。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	評価
		(3) 交通安全対策の充実	交通安全運動などの啓発活動の実施	市民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図るため、交通安全運動などの啓発活動を実施する。	継続	・交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬) ・交通安全大会の実施	交通安全運動に係る街頭広報を実施し、市民に交通安全思想の普及・浸透を図ることができた。従来行っていた「交通安全パレード」は、屋内型の啓発イベントへと移行し、「交通安全大会」として実施した。	・交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬) ・交通安全大会の実施	くらし防災課	1	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるために、今後も幸手警察署と連携し街頭広報や交通安全大会等を実施する。市民に交通安全意識の普及や浸透を図るためには継続した啓発が必要となるため、今後も引き続き事業を実施することが重要である。	A	A
			子ども110番の家・スクールガードによる見守り活動の充実	・子ども110番の家連絡協議会 ・スクールガード・リーダー研修会 ・コミュニティスクール ・交通安全教室	継続	危険箇所報告や通学路の一斉合同点検の結果から、その改善点を迅速に対応できるようにするとともに、子ども110番の家連絡協議会とスクールガード・リーダー研修会を連動することで、より一層児童生徒の安全確保に努める。また、子ども110番の家の設置件数を増加する。	・危険箇所報告や一斉合同点検により、危険箇所の抽出ができ、関係課等と連携して、その改善を図れた。 ・子ども110番の家連絡協議会とスクールガード・リーダー研修会の連動した開催により、子供達を見守る体制の強化が図れた。 ・子ども110番の家の設置件数は横ばいである。	子ども110番の家の設置件数を増加させるために、子ども110番の家連絡協議会とスクールガード・リーダー研修会の連動や学校運営協議会等での周知を図る。また、危険箇所報告や通学路の一斉合同点検の結果から、その改善点を迅速に対応できるようにすることで、より一層児童生徒の安全確保に努める。	学校教育課	2	コロナ禍ではオンライン開催であった子ども110番の家連絡協議会とスクールガード・リーダー研修会を対面で実施したことで、各機関の連携が一層図れた。子ども110番の家設置件数増加に向け、コミュニティスクールでの周知等を進めている。	B	B
		(4) 消費者保護の推進	消費者行政推進事業	契約トラブルや多重債務など、消費者トラブルに関する相談に対応できるように消費生活相談員を配置し問題の解決を図る。また、市民へ消費生活に関する周知を図る。	継続	悪質かつ巧妙な手口により、消費者が被害に遭うことを未然に防ぐため、周知活動や情報提供、複雑・高度な相談内容に対応し、住民福祉の向上を図る。	消費生活相談件数215件 消費生活相談員3名体制の継続、アドバイザー弁護士制度の継続実施を通し、消費者問題の解決を図ることができた。	悪質かつ巧妙な手口により、消費者が被害に遭うことを未然に防ぐため、周知活動や情報提供、複雑・高度な相談内容に対応し、住民福祉の向上を図る。	くらし防災課	1	アドバイザー弁護士制度や消費生活相談員研修を今後も継続実施し相談対応の資質の向上を図る。また若年層や高齢層への啓発活動を実施し、消費者被害の未然防止、早期解決を図る。特に高齢層は本人が被害にあったことに気づいていない場合があり、周囲の見守り・気づきが重要となるため、高齢者・障がい者地域見守り支援ネットワークの活用、消費生活センターの周知の必要である。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
	② だれもが住みよいまちづくりの推進	(1) 居住環境の充実	施設・居住系サービスの整備	今後予想される介護者の重度化や認知症高齢者の増加に備え、施設・居宅系サービスの基盤整備の量を見込み、事業者の公募等により整備を図る。	継続	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1事業所	公募を実施し、1事業者が選定された。その後、令和6年度事業者が辞退したため、結果的に事業者は未決定の状態となっている。	看護小規模多機能型居宅介護事業所1事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1事業所	介護福祉課	3	標記のサービスは、要介護状態となっても住み慣れた住宅で暮らし続けるために有用なサービスであるため、今後も公募を行う。公募期間が短く、事業者への周知期間や事業者側の開設準備期間が確保できていないことが課題となっているため、今後は通年で開設に向けた相談を受け付け、事業者との調整を図る。	C	C
		(2) 生活環境の充実	養護老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)	経済的理由等や、居宅において生活することが困難な高齢者を市の措置や契約により入所できるよう入所支援する。	継続	居宅において生活することが困難な高齢者が市の措置や契約により入所できるように支援した。	・養護老人ホーム入所者 2人/月 ・軽費老人ホーム数2施設	居宅において生活することが困難な高齢者が市の措置や契約により入所できるように支援する。	介護福祉課	1	高齢者人口が増加し、社会的に援護を必要とする高齢者数の増加も予想される。そのような状況では必要な施設となっており、今後にも必要に応じ、市の措置による入所委託を行う。また、軽費老人ホーム(ケアハウス)については、現状の施設を維持していく。	A	A
			安全な道路の維持管理	道路の破損箇所について迅速に対応し、安全な道路の維持管理を行う	継続	道路の損傷等が発見された場合は、早急に修繕を行う	約240箇所の損傷等に対して、維持修繕を実施した。	道路の損傷等が発見された場合は、早急に修繕を行う	道路河川課	1	—	A	A
		(3) 移動手段の充実	障がいのある人に対する外出支援	障がいのある人が地域で自立した生活を送ったり、社会参加したりできるよう外出支援を行う。	継続	行動援護、移動支援、生活サポート事業、福祉タクシー券等により、単独で外出することが困難な人を支援する。	行動援護、移動支援、生活サポート事業、福祉タクシー券等を実施し、単独で外出することが困難な人を支援した。	行動援護、移動支援、生活サポート事業、福祉タクシー券等により、単独で外出することが困難な人を支援する。	社会福祉課	1	今後も継続し、外出の支援を実施することから、窓口等で丁寧な説明に努める。また、利用を希望する人が適切にサービスを利用することができるよう、必要に応じて相談支援員によるサービス等利用計画の作成を行ってもらうなど、引き続き、利用者にとって必要なサービスが利用できるように環境を整備する。	A	A
			市内循環バス運行事業	市民及び増加する高齢者等の日常生活を支えるため、公共交通網を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資するため、市内循環バスを運行する。	継続	市内循環バスの利用促進を図るため、地域を巻き込んだ事業を実施し、利用者数の増加を図る。	杉戸町巡回バスへの相互乗継ぎを可能としたことや、ハビノリ応援ショップ制度を継続実施し市内循環バスを利用することで得られる特典等の周知をしたこと、無料乗車キャンペーンを実施したことにより、利用者は増加傾向となった。	市内循環バスの利用促進を図るため、地域を巻き込んだ事業を実施し、利活用方法の模索などから利用者数の増加を図る。	くらし防災課	2	市内循環バス中央コースの利用者は増加傾向ではあるが、東コースについては減少傾向に転じている。利便性の向上及び現行の市内循環バスをより利用してもらえるようなアイデア・事業・周知が必要である。 ※現行の市内循環バスは令和8年12月まで。	B	B
		(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	住宅改修	要支援・要介護認定者が、自宅に手すりを取り付ける、段差を解消する等の住宅改修を行おうとすると、事前申請し住宅改修が必要と認められた場合、20万円を限度額として、費用の7～9割を介護保険から支給する。	継続	介護保険サービスによる給付の実施	介護給付(要介護認定者の利用) 98件 予防給付(要支援認定者の利用) 58件	介護給付(要介護認定者の利用) 108件 予防給付(要支援認定者の利用) 84件	介護福祉課	1	住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう、小規模な改修を行う介護保険サービスとして、引き続き制度の周知に努める。	A	A
			本庁舎正面玄関スロープ修繕	本庁舎正面玄関は、地盤沈下により急勾配となっているため、出入りの利便性を向上する。	単年度	—	本庁舎正面玄関スロープに係る手摺の高さの調整と、出入口増設により、利便性の向上が図られた。	—	契約管財課	1	庁舎の地盤沈下が進むと、再び改修が必要となる恐れがある。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			優先駐車区画修繕	幸手市役所及びウエルス幸手の駐車区画について、埼玉県が令和5年11月1日より「埼玉県思いやり駐車場制度」を開始することに伴い、優先駐車区画を整備するもの。	単年度	—	広い幅を必要としない高齢者・障害者・妊産婦等のための駐車区画として、幸手市役所に4か所、ウエルス幸手に3か所の優先駐車区画を整備した。	—	契約管財課	1	特になし。	A	A
			公園のバリアフリー化の実施	新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	継続	新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	誰もが利用しやすい環境維持のため、遊具の長寿命化工事を施工した各公園において、遊具周辺に生じていた段差の補修を行った。	新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	都市計画課	2	引き続き、新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	B	B
			幸手駅西口土地区画整理事業による西口駅前広場及び西口停車場線の整備	第6次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅西口土地区画整理事業により、西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	継続	都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、物件移転補償交渉を実施する。	都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、物件移転補償交渉を実施した。	都市計画道路西口停車場線の一部工事を実施する。	まちづくり事業課	1	—	A	A
			歩道の段差解消	歩道に生じた段差解消工事を行う	継続	段差箇所が発見され次第、段差解消工事を行う	歩道内の段差解消の修繕工事を4か所実施した。	段差箇所が発見され次第、段差解消工事を行う	道路河川課	1	—	A	A
			学校施設のバリアフリー化	学校施設のバリアフリー化の維持を行うとともに、長寿命化工事等に併せ、施設全体のバリアフリー化を図るための検討を進める。	継続	学校施設のバリアフリー化の維持を行う。	陥没箇所やスロープの補修など学校施設のバリアフリー化を維持した。	学校施設のバリアフリー化の維持を行う。	教育総務課	1	補修などを行うことにより学校施設のバリアフリー化を維持できたことから、継続して実施する。	A	A
	③ 市民の尊厳を守る体制の充実	(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	成年後見制度の利用促進	知的障がいや精神障がいがある人の成年後見制度の利用を促進する。	継続	成年後見制度の利用を促進する。	成年後見人に対する報酬扶助件数 3件	成年後見制度の利用を促進する。	社会福祉課	1	保護者の高齢化などもあり、年々利用ニーズが高まっている。今後も、真に必要な人に対して市長申立の手続き及び報酬の扶助を行い、権利擁護を図る。成年後見制度の周知等も適切に行う。	A	A
			成年後見制度の利用支援	身寄りがなく、判断能力が不十分な人について相談を実施した。	継続	相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見制度等の制度を利用しやすい環境整備に努める。	成年後見制度等権利擁護相談 66件 市長後見申立て件数 1件	相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見制度等の制度を利用しやすい環境整備に努める。成年後見制度等権利擁護相談 66件	介護福祉課	1	成年後見制度や任意後見契約の周知に努めるとともに、高齢者の権利擁護業務に関する専門的対応の強化を図り、支援していく。	A	A
		(2) 人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発	障害者差別解消法に係る研修等の実施	平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、市職員向け研修及び事業所向け説明会を実施する。	継続	・職員対応研修(新規採用職員対象)を実施する。 ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催し、啓発方法の検討や、事例等に関する意見交換を行う。 ・市広報紙で差別解消に係る記事を掲載する。	・職員対応研修(新規採用職員対象)を実施した。 ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、啓発方法の検討や、事例等に関する意見交換を行った。 ・市広報紙で差別解消法についての特集記事を掲載した。	・職員対応研修(新規採用職員対象)を実施する。 ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催し、啓発方法の検討や、事例等に関する意見交換を行う。 ・市広報紙で差別解消に係る記事を掲載する。	社会福祉課	1	埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会で、情報共有や事例等に関する意見交換を行い、各自治体で差別解消のための相談に対応できるよう、広域で取り組みを継続することが重要である。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施 策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R5		R6	担当課			事務局案	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発	部落差別をはじめとする様々な人権問題の解消のために、人権啓発活動を行い、人権意識の高揚を図る。	継続	・幸手市人権擁護委員と駅頭啓発活動、市民まつりでの啓発活動(年2回) ・広報紙、HPIによる人権啓発記事の掲載 ・市職員に対する人権啓発研修会の実施(年3回) ・教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回) ・人権啓発促進に係る企業訪問(年1回) ・人権を考えるつどい等への参加	・幸手市人権擁護委員と市民まつりでの啓発活動 ・広報紙、HPIによる人権啓発記事の掲載 ・市職員に対する人権啓発研修会の実施(年1回) ・教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回) ・人権啓発促進に係る企業への啓発資料送付 ・人権を考えるつどい等への参加	・幸手市人権擁護委員と駅頭啓発活動、市民まつりでの啓発活動(年2回) ・広報紙、HPIによる人権啓発記事の掲載 ・市職員に対する人権啓発研修会の実施(年3回) ・教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回) ・人権啓発促進に係る企業への啓発資料送付 ・人権を考えるつどいへの参加	人権推進課	2	埼葛10市町及び関係団体等の連携が必要な事業であることから、緊密な連携を行うとともに、様々な事業を実施することで人権意識の高揚につなげていく。	B	B
			人権教育研修会「人権作文発表会」	人権問題を解決するために、指導者の資質向上を図るとともに、地域における人権教育の一層の推進に資するため、小・中学校による人権作文の発表と研修会を実施。	継続	人権作文発表会 参加目標人数 200人	人権作文発表会 参加人数 163人	人権作文発表会 参加目標人数 200人	社会教育課	1	新型コロナウイルスが第5類に移行となり、参加者の制限のない通常開催で行うことができた。開催に際しては、会場の換気や消毒液の設置などの感染症対策を行い無事に開催することができた。	A	A
		(3) 男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現を目指し、情報誌「モア」の発行、女と男のセミナーの開催、男女共同参画週間パネル展の実施など、各種啓発活動を実施する。	継続	・健康福祉まつりで男女共同参画に関する啓発活動(年1回) ・男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催(年1回) ・男女共同参画啓発情報紙を発行(年1回)	・健康福祉まつりで啓発活動ができた ・セミナーを開催した ・男女共同参画啓発情報紙を発行した	・健康福祉まつりで男女共同参画に関する啓発活動(年1回) ・男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催(年1回) ・男女共同参画啓発情報紙を発行(年1回)	人権推進課	1	今後も引き続き、男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催し、男女共同参画啓発のため、情報紙等を発行する。	A	A